



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社杉村倉庫
代表者名 代表取締役社長 柴山 恒晴
(コード番号：9307 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 佐伯祐三
(電話番号：06-6571-1221)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、株式報酬型ストック・オプション制度の廃止とともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針について決議し、あわせて、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 154 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度にかかる報酬枠の設定に関する議案を上程することを決議しておりますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

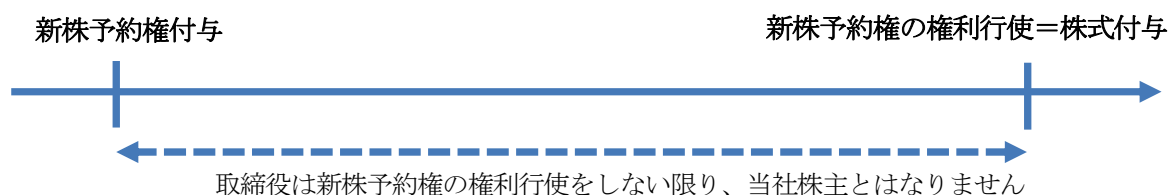
本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲の向上を図るべく、中長期インセンティブを付与するとともに、株式の保有を通じ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

<株式報酬型ストック・オプションと本制度の違い>

a. 株式報酬型ストック・オプション

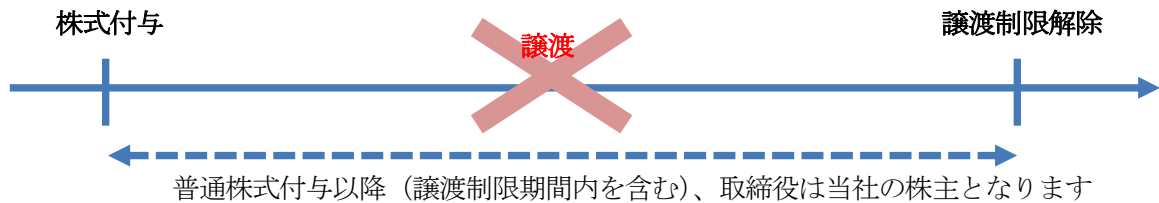
株式報酬型ストック・オプションは、取締役に対して新株予約権を付与するため、新株予約権の権利行使をしない限り、取締役は当社の株主にはなりません。



b. 本制度（譲渡制限付株式報酬）

本制度は、普通株式を取締役に付与するため、付与以降、取締役は当社の株主になります。

但し、付与される株式は、譲渡制限が付されるため、一定期間（譲渡制限期間）は譲渡が制限されます。なお、当社より譲渡制限の解除指図がない限り、取締役は付与された株式を譲渡することができません。



(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額は、平成28年6月29日開催の第153回定時株主総会でのご承認を頂いており、現在、年額1億8,000万円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）、そのうち株式報酬型ストック・オプション（以下「ストック・オプション制度」といいます。）としての報酬額は年額2,800万円以内となっております。本株主総会では、現在のストック・オプション制度を廃止し、新たに本制度をストック・オプション制度における上限金額と同額以内とする報酬枠の導入について、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額2,800万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は、年140,000株以内（※）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（※）但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割・株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認を頂いた場合、対象取締役のほか、当社子会社の取締役、当社及び子会社の従業員に対しても、本制度と同様の制度を導入する予定です。

当社の子会社役員に対する報酬枠は、当社対象取締役同様、現在の子会社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬枠と同額の年額1,200万円以内といたします。また、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内といたします。

以 上